呉市地域福祉計画

概　要　版

令和4年3月

呉市

地域福祉って?

地域では子どもから高齢者，障害者やひとり親世帯など様々な人が暮らしています。地域福祉とは，それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

例えばこんなこと！

地域で集える場づくり

ボランティア活動

身近なあいさつ

計画策定の背景

近年は社会情勢の大きな変化を受けて地域住民の抱える課題や福祉ニーズは多種多様化し，また，従来の高齢者，障害者，子どもといった分野ごとの制度や施策では対応できない複合的な課題が顕在化するなど，市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており，新たな対応が求められています。

私も高齢なのに家で介護をしなくちゃいけない。
でも，誰にも頼れない…

ひきこもったまま 50 代になった子どもと，80 代の親の世帯。
この先どうやって生活すれば…

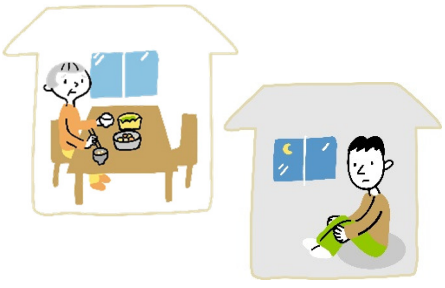

もし今災害が起きてしまったら
一人で避難できない。
近所に知り合いもいなくて心配だ…

個別の福祉施策だけでは支援が困難な地域生活課題へ対応するため，市全体での包括的な支援体制づくりを始めとした施策の推進を図るとともに，市民・地域と行政が一体となって地域共生社会の実現に向けて取組を進めるために，「呉市地域福祉計画」を策定しました。

計画の基本的な考え方

地域福祉においては，地域に暮らす様々な人が地域の中で自分らしく生きられることが大切です。

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域，暮らし，生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて，本計画では次の基本理念を定めます。

基本理念

誰もが，住み慣れた地域で健やかに
安心して暮らし続けることができるまち

基本理念の実現に向けて，「市民一人一人が地域共生社会の考え方を理解し，個人（世帯）の課題を地域の課題として捉え，支援を必要とする人に手を差し伸べられる地域づくり」を目指して，以下のとおり基本目標を定めます。

基本目標１　地域福祉の意識醸成と基盤づくり

地域共生社会の実現に当たっては，一人一人の意識醸成や，人材育成及び地域活動の活性化を通じて地域福祉の基盤づくりに取り組む必要があります。また，高齢者，障害者など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め，助け合う意識づくりを推進します。

基本目標２　支え合いの地域づくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには，住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組を推進し，持続可能な地域づくりを目指します。

基本目標３　あらゆる福祉サービスの推進

支援を必要とする人に対して必要な支援を行えるよう，見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる支援体制等の充実，適切な福祉サービスの提供等に取り組み，誰もが自立し安全・安心な生活を送ることのできる地域づくりを目指します。

基本目標４　包括的な支援体制の整備

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で，従来の属性別の相談支援体制では，複合課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難となっています。こうした中で，個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題や制度の狭間にある課題を，属性や年代を問わず包括的に受け止めて支援する「包括的な支援体制」の構築が求められています。本市では，包括的な支援体制の整備を進めるための施策を積極的に実施します。

基本目標

1 地域福祉の意識醸成と基盤づくり

1 地域福祉の意識醸成

誰もが安心して地域の中で暮らしていけるよう，市民一人一人が地域福祉の意識を持つことができる取組を推進します。

2 地域を担う人材の育成

地域への興味・関心を高めるとともに，地域での助け合い・支え合いの中核となる人材の育成に努めます。

3 地域活動の活性化

地域活動を通じた住民主体の地域づくりを促進するとともに，活動したいと感じている人を実践につなげることのできる体制づくりを推進します。

一人一人ができること

▶自分が住んでいる地域に関心を持ち，地域の生活課題を把握し，自分にできることをします。
▶人権や福祉についての講演会や，認知症や介護，子育てなどの支援する方法を学ぶ学習会などへ積極的に参加し，知識の習得や理解促進に努めます。
▶地域の行事などに積極的に参加し，交流を深めます。

基本目標

2 支え合いの地域づくり

1 地域住民が関わり合う交流の場づくり

地域内の世代間交流やサロン活動を推進し，住民同士が関わり合うきっかけづくりに取り組むとともに，いざというときに助け合える関係づくりを支援します。

2 自分らしく社会参加できる地域づくり

障害者の社会参加支援やひきこもり家族及び精神障害者の家族への支援を通じて，自分らしく社会参加できる地域づくりを目指して取組を進めます。

3 地域における支え合いの推進

身近な地域の中での支え合いの促進のため，ボランティア活動の支援や民生委員・児童委員への支援に努めます。

一人一人ができること

▶積極的に挨拶や声掛けをする，地域の活動や行事に参加するなど，普段から近所付き合いや地域でのコミュニケーションを大切にします。
▶隣近所に住む，見守りを必要とする人に対して積極的に声掛けを行います。
▶困ったことがあるときは，一人で抱え込まず周りの人に相談します。

基本目標

3 あらゆる福祉サービスの推進

1 高齢者・障害者福祉の推進

支援を必要としている人が適切にサービスを利用できるよう，関係機関と行政が連携して，各種サービスの提供に努めます。

2 健康な地域づくりの推進

生涯現役社会をつくるため，地域の一人一人が生きがいを持って健康的に暮らせる地域づくりに取り組みます。

3 地域ぐるみでの子育ての支援

地域全体で子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備し，子育て世代が住みやすいまちを目指していきます。

4 防犯・防災対策の充実

地域で協力して災害時や緊急時の避難等の支援体制を整えるとともに，誰もが犯罪に巻き込まれないよう地域ぐるみで見守り，安全・安心な地域を目指します。

一人一人ができること

▶地域で暮らす認知症高齢者や障害者を見守り，困っているところを見かけたら手助けをします。
▶自身の健康状態に関心を持ち，生涯現役でいられるよう積極的に健康づくりに取り組みます。
▶子育てについて悩んだり困ったりしているときは，すぐに周りの人や保育士，助産師や保健師などの専門職，相談窓口等へ相談します。
▶普段から防災意識を持ち，もしもの場合に備えます。

基本目標

4 包括的な支援体制の整備

1 重層的支援体制の整備

包括的な支援体制の整備を図るため重層的支援体制整備事業に積極的に取り組みます。

2 包括的な（属性を問わない）相談支援

市全体の支援機関が相互に連携し伴走支援する包括的な相談支援を行います。

3 相談支援の中核機能（多機関協働事業）

包括的な総合支援を行う窓口の機能を強化し，複雑で複合的な課題の早期支援や解決につなげます。

4 アウトリーチを通じた継続的支援

アウトリーチ（訪問支援）専任の支援員を配置することにより早期に支援を届ける体制を構築し，「寄り添い型」の継続的支援を行います。

5 社会参加の支援

相談者が抱える課題・ニーズの把握に努めるとともに，社会参加に向けた支援を行います。

6 地域づくりに向けた支援

世帯や属性を超えて交流できる場の整備を始めとして，多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

成年後見制度の利用促進

日常生活上の支援や介護が必要であったり，認知症の症状のある高齢者や知的障害者，精神障害者が増加しており，そうした人々が可能な限り自立した日常生活を送るためには，それぞれの置かれている状況に応じて必要な支援を行うことが必要です。認知症高齢者や知的障害者，精神障害者の生命や財産を守り，尊厳のある暮らしを維持するため，成年後見制度の利用促進，関係機関や地域住民との連携強化などを推進し，安心した生活が送れるようサポートしていきます。

成年後見制度の利用促進に向けた取組

1 **成年後見制度利用促進ネットワークの体制強化**

2 **成年後見制度の普及啓発（広報活動の強化）**

3 **成年後見制度の利用手続の支援**

4 **受任者調整等の支援**

5 **担い手の育成（市民後見人の養成）**

6 **後見人の活動支援**

7 **不正の防止**

再犯防止の推進

犯罪・非行をした人の中には高齢や障害，生活困窮といった社会問題を抱える中で必要な支援を受けられずに犯罪・非行に至ったというケースが見受けられ，出所後も社会的な孤立から再度の犯罪・非行に走り，社会復帰につながらないという現状が問題となっています。こうした課題を抱えた人の再犯を防止するためには，継続的に社会復帰に向けた支援を行うことが必要であり，そのために呉地区保護司会や呉地区更生保護女性会といった関係機関の連携が重要となってきます。

本市では，支援を行うに当たって必要な体制を構築し，連携して施策を実施していくことで再犯防止に向けた取組の充実を図っていきます。

今後の方向性

1 広報啓発

保護司の活動広報を通じて，保護司の安定的確保を目指すとともに，関係機関による情報共有を図り，取組推進に向けて連携していきます。

2 就労支援

犯罪・非行をした人の社会復帰を目的とした就労に当たって，状況に応じた就労の機会を提供するとともに，生活面や健康面での支援を行います。

3 住宅確保

住宅を失った対象者に向けて，住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）登録制度の活用等を通じて，安定的な住居確保を支援します。

地域福祉を推進するための役割

地域福祉を推進するためには，行政や社会福祉施設等による福祉サービスの提供だけでなく，支援が必要な人たちへの見守り，手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

本市では「個人」「地域」「行政」が一体となって地域福祉の推進に努めることとします。これを踏まえ，それぞれが役割を持って，お互いに力を合わせる関係を築くことが重要です。

個人

地域に住む個人それぞれが，地域課題を自分事として捉え，課題の解決に向けて主体的に取り組むことが必要です。

日常的な見守り，声掛けや地域行事への参画など，地域との関係を構築・維持するために行動することが求められます。

地域

地域には様々な人が暮らしており，誰もが自分らしく地域の中で生活できるよう理解し受け入れることが重要です。

近年は地域住民の課題の複雑化・複合化も進んでいることから，支援を必要とする人の把握や，地域でできる手助け等を通じて課題解決に取り組む必要があります。

行政

地域住民の課題の複雑化・複合化に伴い，既存の福祉施策では対応できないケースが顕在化する中で，地域活動やボランティア活動を支援しながら総合的に地域福祉を推進していくことが求められます。

計画の推進体制

本計画は，市の関係部局と様々な機関がお互いに連携を図りながら，幅広く意見や助言を募ります。また，定期的に計画の進捗状況の確認・共有や検討を行うとともに，住民主体の地域づくりを支えます。

計画の推進にあたっては，呉市保健福祉審議会等において，関係機関や地域の団体とも連携しながら PDCA サイクルに基づく継続的な推進及び改善を図ります。

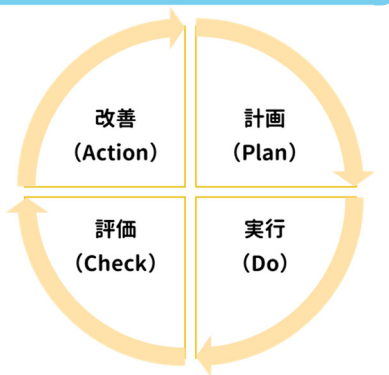

呉市地域福祉計画【概要版】

(令和4年度～令和8年度)

呉市　福祉保健課
〒737-8501
広島県呉市中央 4 丁目 1-6　本庁舎 3 階
Tel:0823-25-3265　Fax:0823-24-4863